公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則新旧対照表

改正案	現
	第一条 この規則は、公立学校職員の特殊勤務手当に関する条
·]	/ Maria Mar
という。) 第十一条の規定に基づいて、条例施行のため必要	という。)第十二条の規定に基いて「、条例施行のため必要」
な事項を規定することを目的とする。	な事項を規定することを目的とする。
第七条 手当は、次項に定めるものを除き、その月分を翌月の	第七条 条例第五条、第六条、第八条第二項第二号、第十条、
給料の支給日に支給する。	第十条の四、第十条の五及び第十条の七の規定による手当は
	、その月分を翌月の給料の支給日に、条例第八条第二項第一
	号の規定による手当は、その月の給料の支給日にそれぞれ支
ただし、特別の事由があるときは、この限りでな	給する。ただし、特別の事由があるときは、この限りでな
l)	ίĵ
2 条例第九条の規定による手当は、別に定める日に支給す	2 条例第九条の規定による手当は、別に定める日に支給す
వ °	వ °
3 前二項に定めるもののほか、手当の支給については、給料	」項に
支給の例による。	支給の例による。